



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年 8月25日 金曜日 第2903号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 救急病院の協力申出…………… (医療対策課) …… 605
- 保安林の指定の解除…………… (森林整備課) …… 605
- 愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正…………… (“ ”) …… 605
- 公共測量の実施の通知…………… (道路維持課) …… 610
- 建設業者の許可の取消し…………… (東予地方局管理課) …… 610

公 告

- 毒物劇物取扱者試験の合格者…………… (薬務衛生課) …… 610
- 技能検定の合格者…………… (労政雇用課) …… 611

公営企業告示

- 落札者等の告示…………… (公営企業管理局総務課) …… 612

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第960号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年 8月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
浦屋病院	松山市中一万町5番地10	医療法人社団西仁会	平成32年8月23日まで

○愛媛県告示第961号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年 8月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町広見164の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 3 解除の理由
水道事業用地とするため

○愛媛県告示第962号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

平成29年 8月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（補助対象事業の内容等）</p> <p>第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 共生環境整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第3のとおりとする。</p> <p>ア 絆の森整備事業 身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林に関する市民活動の広がりに対応するために行う次に掲げる事業とする。</p>	<p>（補助対象事業の内容等）</p> <p>第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 共生環境整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第3のとおりとする。</p> <p>ア 絆の森整備事業 身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林に関する市民活動の広がりに対応するために行う次に掲げる事業とする。</p>

(ア) 市民参加型森林整備 市民の参加による森林整備とし、その区分等は、次のとおりとする。

a 省略

b 市民主導タイプ 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる者をいう。以下同じ。）が森林所有者から受託して森林経営計画

_____を作成し、又は特定

非営利活動法人等が森林所有者等（森林法第10条の7に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。）と同法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定を締結した上で自ら実施する森林の管理及び整備

c 市民開放タイプ 森林経営計画 _____の地域住民への開示又は市町若しくは特定非営利活動法人等との協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が実施する森林整備

(イ) 省略

(4) 省略

（事業主体）

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業にあつては、次に掲げるもの

ア～キ 省略

ク 省略

ケ 省略

(2)～(4) 省略

(5) 絆の森整備事業の市民参加型森林整備にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者

ア 省略

イ 市民主導タイプ 森林経営計画策定者 _____（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等

ウ 市民開放タイプ 森林所有者等のうち森林経営計画策定者 _____及び市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者

(6) 絆の森整備事業の野生生物共生林整備にあつては、次に掲げるもの。ただし、用地等取得にあつては、アに掲げる者に限る。

ア～キ 省略

(7)・(8) 省略

(9) 特定森林造成事業の花粉発生源対策促進事業にあつては、次に掲げるもの

ア～キ 省略

ク 省略

（補助対象事業の規模）

第5条 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(ア) 市民参加型森林整備 市民の参加による森林整備とし、その区分等は、次のとおりとする。

a 省略

b 市民主導タイプ 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる者をいう。以下同じ。）が森林所有者から受託して森林経営計画若しくは森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」とい

う。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る森林施業計画（以下「森林施業計画」という。）を作成し、又は特定

非営利活動法人等が森林所有者等（森林法第10条の7に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。）と森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定を締結した上で自ら実施する森林の管理及び整備

c 市民開放タイプ 森林経営計画若しくは森林施業計画の地域住民への開示又は市町若しくは特定非営利活動法人等との協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が実施する森林整備

(イ) 省略

(4) 省略

（事業主体）

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業にあつては、次に掲げるもの

ア～キ 省略

ク 森林施業計画の認定を受けた者

ケ 省略

コ 省略

(2)～(4) 省略

(5) 絆の森整備事業の市民参加型森林整備にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者

ア 省略

イ 市民主導タイプ 森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等

ウ 市民開放タイプ 森林所有者等のうち森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者及び市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者

(6) 絆の森整備事業の野生生物共生林整備にあつては、次に掲げるもの。ただし、用地等取得にあつては、アに掲げる者に限る。

ア～キ 省略

ク 森林施業計画の認定を受けた者

(7)・(8) 省略

(9) 特定森林造成事業の花粉発生源対策促進事業にあつては、次に掲げるもの

ア～キ 省略

ク 森林施業計画の認定を受けた者

ケ 省略

（補助対象事業の規模）

第5条 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

ア 間伐及び更新伐を実施する場合（要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

(ア) 省略

(イ) _____特定間伐等促進計画に基づいて行う場合（多様な森林整備推進のための集約化の促進について（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に定める集約化実施計画（以下「集約化実施計画」という。）の対象森林又は森林共同施業団地対象民有林において実施する場合に限る。） 次に掲げる規模のいずれにも該当する規模であること。

a・b 省略

イ・ウ 省略

(2)～(4) 省略

（補助金の交付条件）

第9条 省略

2・3 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1) 省略

(2) 第2条第1号の事業のうち森林経営計画 _____に基づいて行うものについて、当該森林経営計画の認定が取り消されたとき 交付を受けた補助金相当額（知事が特に必要と認める場合にあつては、知事が指定する金額）

(3)～(5) 省略

(6) 第2条第3号及び第4号に掲げる事業のうち森林作業道の開設又は改良に係る造林補助事業について、第5条第3号及び第4号に規定する補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。） 交付を受けた当該森林作業道の開設又は改良に係る補助金相当額（森林経営計画 _____又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合において、施業の実施時期にかかわらず一括して開設した森林作業道に係る造林について補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないものに係る当該森林作業道の路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあつては、交付を受けた補助金のうち当該路線区間の補助金相当額）

(7)・(8) 省略

5・6 省略

別表第1（第3条、別表第2、別表第4関係）

森林環境保全直接支援事業

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～8 省略		
9 間伐	適正な密度管理を目的としてXⅡ齢級以下の林分若しくは市町村森林整備計画（森林法第10条の5第1項の市町村森林整備計画をいう。以下同じ。）に定める	省略

(1) 森林環境保全直接支援事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

ア 間伐及び更新伐を実施する場合（要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

(ア) 省略

(イ) 森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合（多様な森林整備推進のための集約化の促進について（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に定める集約化実施計画（以下「集約化実施計画」という。）の対象森林又は森林共同施業団地対象民有林において実施する場合に限る。） 次に掲げる規模のいずれにも該当する規模であること。

a・b 省略

イ・ウ 省略

(2)～(4) 省略

（補助金の交付条件）

第9条 省略

2・3 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1) 省略

(2) 第2条第1号の事業のうち森林経営計画 又は森林施業計画に基づいて行うものについて、これら _____の認定が取り消されたとき 交付を受けた補助金相当額（知事が特に必要と認める場合にあつては、知事が指定する金額）

(3)～(5) 省略

(6) 第2条第3号及び第4号に掲げる事業のうち森林作業道の開設又は改良に係る造林補助事業について、第5条第3号及び第4号に規定する補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。） 交付を受けた当該森林作業道の開設又は改良に係る補助金相当額（森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合において、施業の実施時期にかかわらず一括して開設した森林作業道に係る造林について補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないものに係る当該森林作業道の路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあつては、交付を受けた補助金のうち当該路線区間の補助金相当額）

(7)・(8) 省略

5・6 省略

別表第1（第3条 _____関係）

森林環境保全直接支援事業

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～8 省略		
9 間伐	適正な密度管理を目的としてXⅡ齢級以下の林分若しくは市町村森林整備計画（森林法第10条の5第1項の市町村森林整備計画をいう _____。）に定める	省略

立木の標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じて得た林齢以下の林分又は地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林若しくは立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰並びにこれらの搬出集積（標準伐期齢に2を乗じて得た林齢以下の林分において行うものにあつては、森林経営計画に基づいて行うものに限る。）に要する経費

10 省略

11 附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設等整備	ア 施設等整備	健全な森林の造成又は保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備に要する経費	同上
		イ 施設改良	既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定める鳥獣害防止森林区域（森林法第5条第2項第9号に規定する鳥獣害防止森林区域をいう。）内のものに限る。）の改良に要する経費	同上
(2)～(4) 省略				

12 省略

備考
 1 省略
 2 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から10までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
 3・4 省略
 5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画_____又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

別表第2（第3条、別表第4関係）

環境林整備事業

1 公的森林整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～10 省略		
11 附 (1) 鳥 獣 害 防 止 施 設	別表第1 11(1)アに同じ。	同上

立木の標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じて得た林齢以下の林分又は地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林若しくは立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰並びにこれらの搬出集積（標準伐期齢に2を乗じて得た林齢以下の林分において行うものにあつては、森林経営計画に基づいて行うものに限る。）に要する経費

10 省略

11 附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設等整備	健全な森林の造成又は保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備に要する経費	同上
(2)～(4) 省略			

12 省略

備考
 1 省略
 2 附帯施設等整備_____は、1から10までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
 3・4 省略
 5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

別表第2（第3条_____関係）

環境林整備事業

1 公的森林整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～10 省略		
11 附 (1) 鳥 獣 害 防 止 施 設	別表第1 11(1)に同じ。	同上

帯施 設等 整備	獣害 防止 施設 等整 備	設等 整備		
	イ 施 等整 備	設改 良	別表第1 11(1)イに同じ。	同上
	(2)~(4) 省略			

12 省略

備考

1 省略

2 附带施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から10までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。

3・4 省略

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画_____又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

2 被害森林整備

区 分		補助基準（経費の内容）	補助率
1～9 省略			
10 附 帯施 設等 整備	(1) 鳥 獣害 防止 施設 等整 備	ア 施 設等 整備	別表第1 11(1)アに同じ。 同上
		イ 施 等整 備	別表第1 11(1)イに同じ。 同上
	(2) 省略		
11 省略			

備考

1 省略

2 附带施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。

3・4 省略

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画_____又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

3 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区 分		補助基準（経費の内容）	補助率
1～8 省略			
9 附 帯施 設等	(1) 鳥 獣害 防止	ア 施 設等 整備	別表第1 11(1)アに同じ。 同上

帯施 設等 整備	止施設等 整備		
	(2)~(4) 省略		

12 省略

備考

1 省略

2 附带施設等整備_____は、1から10までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。

3・4 省略

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

2 被害森林整備

区 分		補助基準（経費の内容）	補助率
1～9 省略			
10 附 帯施 設等 整備	(1) 鳥 獣害 防止 施設 等整 備	別表第1 11(1)に同じ。	同上
	(2) 省略		
11 省略			

備考

1 省略

2 附带施設等整備_____は、1から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。

3・4 省略

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

3 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区 分		補助基準（経費の内容）	補助率
1～8 省略			
9 附 帯施 設等	(1) 鳥 獣害 防止 施設 等整 備	別表第1 11(1)に同じ。	同上

整備	施設 等整 備	イ 施 設改 良	別表第1 11(1)イに同じ。	同上	整備				
	(2) 省略					(2) 省略			
10 省略					10 省略				
備考 1 省略 2 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1から8までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。 3・4 省略 5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画_____又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。					備考 1 省略 2 附帯施設等整備_____は、1から8までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。 3・4 省略 5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。				

○愛媛県告示第963号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 8月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成29年 8月21日から
平成30年 2月16日まで
- 3 作業地域 松山市余戸地区

○愛媛県告示第964号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 8月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-28)第12303号	平成28年7月26日	(有)矢野塗装店	萩野 昭夫	西条市壬生川109-1	平成29年7月10日	塗装工事業	建設業の廃止
(般-27)第9945号	平成27年10月15日	(有)泉電気商会	高嶋 元治	新居浜市若水町2-3-50	平成29年7月19日	電気工事業	建設業の廃止
(般-24)第11792号	平成24年12月9日	東予無線	中村 和夫	新居浜市庄内町3-12-23	平成29年7月21日	電気通信工事業	建設業の廃止
(般-25)第14171号	平成26年1月4日	ミキハウス	三木 康弘	西条市小松町北川148	平成29年7月27日	屋根工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

平成29年 8月 3日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成29年 8月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

一般

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
10001	10008	10011	10012
10013	10016	10018	10019
10022	10025	10026	10030
10038	10039	10040	10041
10042	10043	10045	10046

10059	10063	10069	10079
10087	10090	10094	10096

農業用品目

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
20019	20031	20033	20035
20044	20047	20076	20078
20079	20087	20097	20098
20099	20100	20102	20111
20112	20114	20118	20119

20123	20126	20128	20131
20134	20140	20143	20147
20149	20162	20164	20170
20192	20193	20201	20213
20229	20231		

特定品目

受験番号
30002

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成29年7月16日から8月12日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成29年8月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 10
A 甲 12	A 甲 13	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 20	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25
B 1	C 1				

機械加工（普通旋盤作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	B 1

機械加工（マシニングセンタ作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	C 2

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12

A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18
--------	--------	--------	--------	--------	--------

建築大工（大工工事作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

左官（左官作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18
A 甲 19					

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 14
A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19	A 甲 20
C 1					

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第5号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年 8月25日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
血管連続撮影装置 1式 (月額賃借料/県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年 8月 2日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号	6,196,200円	一般競争入札	平成29年 6月16日